

しまぎんインターネット積立定期預金規定
(フレッシュ積立式<一般型> 満期なし) しまぎんアプリ版

島根銀行

1 (預金の預入れ)

- (1) この預金は「しまぎんアプリ」をご利用の方のみ預入できます。
- (2) この預金は、通帳、または証書の発行はいたしません。
- (3) この預金は「しまぎんアプリ」によって預入するものとします。預入は、お客様の依頼に基づき、事前に登録されたお客様本人名義の普通預金（利用口座）から出金して行います。
- (4) 預入日は、「しまぎんアプリ」により預入の申込をされた日とします。
- (5) この預金では、マル優の取扱いはいたしません。

2 (預金の種類、継続の方法等)

この預金への預入または継続の都度、つぎの種類の定期預金を作成し、この預金に預入れます。

- (1) 各預入日に作成する定期預金の種類は、自動継続の期日指定定期預金元加式（預入日の3年後の応当日を満期日とします。）とします。
- (2) 前（1）により預入された定期預金は、満期日にあらかじめ指定を受けた方法により元利金合計金額をもって同一種類の定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- (3) 前（2）による継続の取り扱いに際し、これらの継続日が同一日となる定期預金については、これを合算した金額をもって1回の定期預金とします。

3 (支払時期等)

- (1) この預金の預入れは1回10,000円以上とします。
- (2) この預金は、継続停止の申し出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に普通預金（利用口座）に入金します。
- (3) 満期日は据置期間満了日から最長預入期間までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。
- (4) 前項により、この預金の全部または一部について満期日の指定があった場合は、同時にこの預金の全部について、継続停止の申し出があったものとして取り扱います。ただし、一部について支払があった場合は、その残りの金額について自動継続として取り扱います。

4 (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入金額（継続したときは継続後の定期預金金額）ごとに、その預入日（継続をしたときは継続日）から満期日の前日までの期間に応じ、預入日（継続をしたときは継続日）現在における店頭揭示の預金利率表記載の定期預金利

率によって計算します。

- (2) 利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の継続日）から適用します。
- (3) 継続を停止した場合における利息は満期日以後にこの預金とともに普通預金（利用口座）に入金します。なお、満期日から解約日の前日までの期間は、解約日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた別表1の掛目に約定利率を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨て。解約日におけるスマートフォン支店以外の店頭で適用する普通預金利率を下回る場合には、解約日におけるスマートフォン支店以外の店頭で適用する普通預金利率）によって計算し、この預金とともに普通預金（利用口座）に入金します。
- (5) この預金の付利単位は100円とします。

5（反社会的勢力との取引拒絶）

- (1) この預金口座は、次項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が取引用印鑑の届出時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前AからDに準ずる行為

6（成年後見人等の届け出）

（1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

（2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（3）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

（4）前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

（5）前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着したときまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（1）この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（2）前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の元利金請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保

される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9 (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以上

令和7年7月22日制定

<別表 1：定期預金中途解約(一部解約)掛目表>

約定期間 解約ま での期 間	3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 10 年未満
6 か月未満	※普通預金	※普通預金	※普通預金	※普通預金	※普通預金	※普通預金
6 か月以上 1 年未満	約定利率の 50%	約定利率の 20%	約定利率の 20%	※普通預金	※普通預金	※普通預金
1 年以上 1 年半未満	約定利率の 60%	約定利率の 30%	約定利率の 30%	約定利率の 10%	約定利率の 10%	約定利率の 10%
1 年半以上 2 年未満	約定利率の 70%	約定利率の 40%	約定利率の 30%	約定利率の 20%	約定利率の 10%	約定利率の 10%
2 年以上 2 年半未満	約定利率の 70%	約定利率の 50%	約定利率の 30%	約定利率の 20%	約定利率の 20%	約定利率の 10%
2 年半以上 3 年未満	約定利率の 70%	約定利率の 70%	約定利率の 50%	約定利率の 40%	約定利率の 20%	約定利率の 20%
3 年以上 4 年未満		約定利率の 90%	約定利率の 70%	約定利率の 50%	約定利率の 40%	約定利率の 30%
4 年以上 5 年未満			約定利率の 90%	約定利率の 70%	約定利率の 60%	約定利率の 40%
5 年以上 6 年未満				約定利率の 90%	約定利率の 70%	約定利率の 50%
6 年以上 7 年未満					約定利率の 90%	約定利率の 60%
7 年以上 8 年未満						約定利率の 70%
8 年以上 9 年未満						約定利率の 80%
9 年以上 10 年未満						約定利率の 90%

※普通預金とはスマートフォン支店以外の店頭で適用する普通預金金利を指します。